

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次）看護学部 看護学科

【教員組織】

1. 教員資格審査において、「不可」や「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、主要授業科目は原則として専任の教授又は准教授が担当することとなっていることを踏まえ、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・ 2

【施設・設備等】

2. 令和4年改正前大学設置基準第36条1項の規定に基づき、学長室を設置する必要がある。設置の趣旨等を記載した書類（本文）の⑪「2. 校舎等施設の整備計画」においては「学長は、楠葉学舎5号館4階に既設の学長室を使用」との記載があるものの、「校地校舎等の図面」の資料には楠葉学舎5号館の図面がなく、学長室の設置が確認できないことから、学長室が設置されていることを図面等によって示すこと。（是正事項）・・・・・・・・・・ 7

(是正事項) 看護学部看護学科

【教員組織】

1. 教員資格審査において、「不可」や「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、主要授業科目は原則として専任の教授又は准教授が担当することとなっていることを踏まえ、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。

[対応]

教員審査において、公衆衛生看護学（保健師教育科目）の准教授1名、基礎看護学の講師2名、地域・在宅看護学の講師1名が「職位不適格(適格な職位・区分であれば可)」であった。上記4名については、それぞれ准教授から講師（1名）、講師から助教（3名）に変更して全ての担当科目について再判定する。これにより、当初は、教授10名、准教授5名、講師7名、助教8名の計30名で組織する計画であったが教授10名、准教授4名、講師5名、助教11名の計30名の組織とする。なお、公衆衛生看護学、基礎看護学及び地域・在宅看護学の各領域については、専任教員の人数に変更はなく、教員組織の変更による授業運営、教育効果等に支障はない。また、准教授職位から講師職位に変更となる聲高英代が担当する公衆衛生看護学（保健師教育科目）の各科目は、全て教授職位の教員との共同授業となっており、職位の変更に伴う問題は発生しないと考えている。

[担当科目不可に関する科目の対応について]

教員審査において、地域・在宅看護学の准教授1名、基礎看護学の助教2名、精神看護学の助教1名、母性看護学の助教1名が関連する業績不足のため一部担当科目が不可との判定を受け、これにより以下のとおり対応する。

変更後の体制をもとに各科目単位で検討した結果、すべて共同形式であり、「不可」となった教員を除く複数の専任教員のみでも授業運営、教育効果等に支障がないことを確認している。

(1)PBL(問題解決学習)

申請時においては共同形式で9名（教授1名、助教8名）の専任教員により担当する計画であった。教員審査において、専任教員助教1名が関連する業績が不足のため不可との判定を受けたが、ディスカッションを通じて問題解決力を育成するグループワークにおいても、既存の担当教員で指導できる体制であることを確認し、1グループ8～9名体制から1グループ10名体制とし、8名（教授1名、助教7名）の専任教員にて担当することとする。

(2)看護学概論

申請時には共同形式で3名（教授1名、講師1名、助教1名）の専任教員により担当する計画であった。教員審査において、専任教員助教1名が関連する業績が不足のため不可との判定を受けたが、「看護の対象とその理解」「人間の健康と環境」等15コマの内4コマあるグループワークやディスカッションの運用やグループワーク中の進捗状況の確認等について検討した結果、既存の専門分野の担当教員で指導できる体制であることを確認し、前述の職位不適格の1名も併せ2名（教授1名、助教1名）で担当することとする。

(3)看護過程論

申請時には共同形式で5名（教授1名、准教授1名、講師1名、助教2名）の専任教員により担当する計画であった。教員審査において、専任教員助教1名が関連する業績が不足のため不可との判定を受けたが、患者事例について看護過程を展開するグループワーク時の関連図作成や看護計画策定時の指導を含め、運用について検討した結果、既存の専門分野の担当教員で指導できる体制であることを確認し、前述の職位不適格の1名も併せ4名（教授1名、准教授1名、助教2名）で担当することとする。

(4)日常生活支援実習

申請時には共同形式で13名（教授2名、准教授1名、講師2名、助教8名）の専任教員及び助手2名により担当する計画であった。教員審査において、専任教員助教1名が関連する業績が不足のため不可との判定を受けたが、教員の配置状況等検討した結果、既存の専門分野の担当教員で指導できる体制であることを確認し、前述の職位不適格の2名も併せ12名（教授2名、准教授1名、助教9名）及び助手2名で担当することとする。

(5)口腔健康管理実習

申請時には共同形式で13名（教授2名、准教授1名、講師2名、助教8名）の専任教員により担当する計画であった。教員審査において、専任教員助教1名が関連する業績が不足のため不可との判定を受けたが、教員の配置状況等検討した結果、既存の専門分野の担当教員で指導できる体制であることを確認し、前述の職位不適格により職位を変更する2名も併せ12名（教授2名、准教授1名、助教9名）で担当することとする。

(6)地域・在宅看護学概論

申請時には共同形式で3名（教授1名、准教授1名、講師1名）の専任教員により担当する計画であった。教員審査において、専任教員准教授1名が関連する業績が不足のため不可との判定を受け、地域・在宅看護の機能、対象、理念、地域における看護実践の変遷や倫理に係る授業の運用について検討した結果、既存の専門分野の担当教員で指導できる体制であることを確認し、前述の職位不適格により職位を変更する1名も併せ2名（教

授1名、助教1名)で担当することとする。

(7)地域・在宅看護援助論

申請時には共同形式で3名(教授1名、准教授1名、講師1名)の専任教員により担当する計画であった。教員審査において、専任教員准教授1名が関連する業績が不足のため不可との判定を受け、地域・在宅看護における看護援助の方法、地域におけるケアシステムの基本を学ぶための具体的な事例展開の運用について検討した結果、既存の専門分野の担当教員で指導できる体制であることを確認し、前述の職位不適格の1名も併せ2名(教授1名、助教1名)で担当することとする。

(8)地域・在宅看護学実習

申請時には共同形式で3名(教授1名、准教授1名、講師1名)の専任教員により担当する計画であった。教員審査において、専任教員准教授1名が関連する業績が不足のため不可との判定を受け、訪問看護ステーションを拠点とした臨地実習における教員の配置状況等検討した結果、既存の専門分野の担当教員で指導できる体制であることを確認し、前述の職位不適格1名も併せ、教員2名(教授1名、助教1名)で担当することとする。なお、実習指導の補助として助手2名の配置も予定している。

(9)地域包括ケア実習

申請時には共同形式で5名(教授1名、准教授1名、講師1名、助教2名)の専任教員により担当する計画であった。教員審査において、専任教員准教授1名が関連する業績が不足のため不可との判定を受け、地域包括支援センターを拠点とした臨地実習における教員の配置状況等検討した結果、既存の専門分野の担当教員で指導できる体制であることを確認し、前述の職位不適格の1名も併せ4名(教授1名、助教3名)で担当することとする。なお、実習指導の補助として助手1名の配置も予定している。

(10)看護倫理

申請時には共同形式で3名(教授1名、准教授1名、助教1名)の専任教員により担当する計画であった。教員審査において、専任教員助教1名が関連する業績が不足のため不可との判定を受け、授業の中で一部行われる倫理事例の理解に係るグループワーク時の課題解決に向けた助言、進捗状況確認等を含め、運用について検討した結果、既存の専門分野の担当教員で指導できる体制であることを確認し、2名(教授1名、准教授1名)で担当することとする。

なお、上記職位不適格及び担当科目不可への対応に伴う専任教員等の配置については以下のとおり。

新旧対照表（科目における専任教員等の配置）

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>【基礎科目】</p> <p>クリティカルシンキング/ロジカルライティング 教授 1 准教授 1 助教 <u>4</u></p> <p>基礎セミナー 教授 10 准教授 <u>4</u> 講師 <u>5</u> 助教 <u>11</u></p> <p>PBL(問題解決学習) 教授 1 助教 <u>7</u></p> <p>【専門科目】</p> <p>看護学概論 教授 1 助教 1</p> <p>ヘルスアセスメント 教授 1 准教授 1 助教 <u>3</u></p> <p>日常生活看護技術論 教授 1 准教授 1 助教 <u>4</u></p> <p>診療補助技術論 教授 1 准教授 1 助教 <u>4</u></p> <p>療養支援技術論 教授 1 助教 <u>4</u></p> <p>看護過程論 教授 1 准教授 1 助教 2</p> <p>医療安全管理論 教授 1 助教 <u>2</u></p> <p>看護導入実習 教授 2 准教授 1 助教 <u>10</u> 助手 2</p> <p>日常生活支援実習 教授 2 准教授 1 助教 <u>9</u> 助手 2</p> <p>口腔健康管理実習 教授 2 准教授 1 助教 <u>9</u></p> <p>地域・在宅看護学概論 教授 1 助教 <u>1</u></p> <p>地域・在宅看護援助論 教授 1 助教 <u>1</u></p> <p>地域・在宅看護学実習 教授 1 助教 <u>1</u> 助手 <u>2</u></p> | <p>【基礎科目】</p> <p>クリティカルシンキング/ロジカルライティング 教授 1 准教授 1 講師 <u>2</u> 助教 <u>2</u></p> <p>基礎セミナー 教授 10 准教授 <u>5</u> 講師 <u>7</u> 助教 <u>8</u></p> <p>PBL(問題解決学習) 教授 1 助教 <u>8</u></p> <p>【専門科目】</p> <p>看護学概論 教授 1 講師 <u>1</u> 助教 1</p> <p>ヘルスアセスメント 教授 1 准教授 1 講師 <u>1</u> 助教 <u>2</u></p> <p>日常生活看護技術論 教授 1 准教授 1 講師 <u>2</u> 助教 <u>2</u></p> <p>診療補助技術論 教授 1 准教授 1 講師 <u>2</u> 助教 <u>2</u></p> <p>療養支援技術論 教授 1 講師 <u>2</u> 助教 <u>2</u></p> <p>看護過程論 教授 1 准教授 1 講師 <u>1</u> 助教 2</p> <p>医療安全管理論 教授 1 講師 <u>1</u> 助教 <u>1</u></p> <p>看護導入実習 教授 2 准教授 1 講師 <u>2</u> 助教 <u>8</u> 助手 2</p> <p>日常生活支援実習 教授 2 准教授 1 講師 <u>2</u> 助教 <u>8</u> 助手 2</p> <p>口腔健康管理実習 教授 2 准教授 1 講師 <u>2</u> 助教 <u>8</u></p> <p>地域・在宅看護学概論 教授 1 准教授 <u>1</u> 講師 <u>1</u></p> <p>地域・在宅看護援助論 教授 1 准教授 <u>1</u> 講師 <u>1</u></p> <p>地域・在宅看護学実習 教授 1 准教授 <u>1</u> 講師 <u>1</u></p> |

| | |
|---|--|
| 地域包括ケア実習 教授 1 助教 <u>3</u> 助手 <u>1</u> | 地域包括ケア実習 教授 1 准教授 <u>1</u> 講師 <u>1</u> 助教 <u>2</u> |
| 各論実習導入演習 教授 7 准教授 <u>3</u> 講師 <u>4</u> 助教 <u>6</u> | 各論実習導入演習 教授 7 准教授 <u>3</u> 講師 <u>5</u> 助教 <u>5</u> |
| 巣立ち看護実践演習 教授 <u>10</u> 准教授 <u>4</u> 講師 <u>5</u> 助教 <u>11</u> | 巣立ち看護実践演習 教授 <u>10</u> 准教授 <u>5</u> 講師 <u>7</u> 助教 <u>8</u> |
| 看護倫理 教授 1 准教授 1 | 看護倫理 教授 1 准教授 1 助教 <u>1</u> |
| 卒業研究 教授 <u>10</u> 准教授 <u>4</u> 講師 <u>5</u> 助教 <u>3</u> | 卒業研究 教授 <u>10</u> 准教授 <u>5</u> 講師 <u>7</u> |
| キャリア形成論 教授 1 准教授 <u>1</u> 講師 <u>3</u> | キャリア形成論 教授 1 准教授 <u>2</u> 講師 <u>2</u> |
| 多職種連携演習 教授 1 講師 <u>4</u> 助教 <u>7</u> | 多職種連携演習 教授 1 講師 <u>5</u> 助教 <u>6</u> |
| 統合実習 教授 <u>10</u> 准教授 <u>4</u> 講師 <u>5</u> 助教 <u>11</u> | 統合実習 教授 <u>10</u> 准教授 <u>5</u> 講師 <u>7</u> 助教 <u>8</u> |
| 公衆衛生看護学活動論 I 教授 1 講師 <u>1</u> | 公衆衛生看護学活動論 I 教授 1 准教授 <u>1</u> |
| 公衆衛生看護学活動論 II 教授 1 講師 <u>1</u> | 公衆衛生看護学活動論 II 教授 1 准教授 <u>1</u> |
| 公衆衛生看護学方法論 I 教授 1 講師 <u>1</u> 助教 1 | 公衆衛生看護学方法論 I 教授 1 准教授 <u>1</u> 助教 1 |
| 公衆衛生看護学方法論 II 教授 1 講師 <u>1</u> 助教 1 | 公衆衛生看護学方法論 II 教授 1 准教授 <u>1</u> 助教 1 |
| 公衆衛生看護学方法論 III 教授 1 講師 <u>1</u> 助教 1 | 公衆衛生看護学方法論 III 教授 1 准教授 <u>1</u> 助教 1 |
| 保健医療福祉行政論 I 教授 1 講師 <u>1</u> 助教 1 | 保健医療福祉行政論 I 教授 1 准教授 <u>1</u> 助教 1 |
| 保健医療福祉行政論 II 教授 1 講師 <u>1</u> 助教 1 | 保健医療福祉行政論 II 教授 1 准教授 <u>1</u> 助教 1 |
| 公衆衛生看護学実習 I 教授 1 講師 <u>1</u> 助教 1 | 公衆衛生看護学実習 I 教授 1 准教授 <u>1</u> 助教 1 |
| 公衆衛生看護学実習 II 教授 1 講師 <u>1</u> 助教 1 | 公衆衛生看護学実習 II 教授 1 准教授 <u>1</u> 助教 1 |

(是正事項) 看護学部看護学科

【施設・設備等】

2. 令和4年改正前大学設置基準第36条1項の規定に基づき、学長室を設置する必要がある。設置の趣旨等を記載した書類(本文)の⑪「2. 校舎等施設の整備計画」においては「学長は、楠葉学舎5号館4階に既設の学長室を使用」との記載があるものの、「校地校舎等の図面」の資料には楠葉学舎5号館の図面がなく、学長室の設置が確認できないことから、学長室が設置されていることを図面等によって示すこと。

[対応]

ご指摘のとおり、提出した校地校舎等の図面③校舎、運動場等の配置図、④校舎等建物の平面図には学長室が明示されていなかったことから、学長室が配置された楠葉学舎の5号館の配置図(別添資料1)、5号館4階の平面図(学長室)を追記した(別添資料2)。

なお、看護学部が授業を行う楠葉西学舎と学長室が配置された5号館が所在する楠葉学舎は同一キャンパスでかつ公道を挟んで隣接しており、学校教育法に定めている学長が、校務をつかさどり、所属職員を統督することに関して全く支障はない。

新旧対照表(校地校舎等の図面)

| 新 | 旧 |
|---------------------------------------|--------------------|
| 新旧対照表 別添資料 1-1 (新) 追記、別添資料 1-2 (新) 追加 | 新旧対照表 別添資料 (旧) 1-3 |